

滋賀労働局発表
平成27年10月29日(木)

	滋賀労働局雇用均等室		
担 当	室長	佐々木	晃子
	室長補佐	山本	久恵
	地方育児・介護休業指導官	水出	美加子
	TEL: 077-523-1190		

女性の職場における活躍を推進する

■女性活躍推進法の説明会を開催します！■

■ポイント

- 「**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律**」(以下、「女性活躍推進法」という。)が第189回国会において成立し、平成27年9月4日に公布された。【参考資料1】
- 女性活躍推進法に基づき、**常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主は、平成28年4月1日までに、**
 - ①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析
 - ②一般事業主行動計画の策定・届出
 - ③情報公表**などを行う必要がある**(常時雇用する労働者が300人以下の事業主は努力義務)。
【参考資料1】
- 滋賀労働局(局長 辻 知之)では、平成28年4月1日の施行に向け、管内企業の取組を促進するため、**平成27年11月18日(水)に女性活躍推進法の説明会を開催**する。
【裏面及び参考資料2】
- また、平成28年4月1日より女性活躍推進法への対応が義務となる管内本社301人以上企業等、**女性活躍推進法への取組を行う企業のための個別相談会を平成27年12月～平成28年2月にかけて実施**する。【裏面及び参考資料3】
- その他、あらゆる機会をとらえた周知・啓発の実施や、義務企業への個別の働きかけ等を行い、平成28年4月1日の法施行に向けた取組を行う。

**女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届の
届出受付は、平成28年1月から行います！**

ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら」



■「女性活躍推進法」説明会■

日時：平成27年11月18日（水）13：30～15：30

会場：ライズヴィル都賀山 5階ロータス（守山市浮気町300-24）

内容：女性活躍推進法の概要及び一般事業主行動計画の策定・届出について／
女性活躍加速化助成金について／個別相談コーナー

対象：県内本社企業の人事労務担当者（定員150名）

■女性活躍推進法への準備に向けた個別相談会■

日程：平成27年12月2日（水）・12月11日（金）

平成28年1月19日（火）・1月27日（水）

2月 8日（月）・2月18日（木）の6日間

時間：各日程とも、①10：00～、②13：00～、③15：00～のいずれか

会場：滋賀労働局雇用均等室（大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階 ※JR大津駅前）

■いずれも問い合わせ・申込みは、滋賀労働局雇用均等室まで■

※定員になり次第、締め切らせていただきます。

滋賀労働局雇用均等室

〒520-0051 大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階

TEL:077-523-1190 FAX:077-527-3277

【参考資料1】女性の職場における活躍を推進する女性活躍推進法が成立しました！

【参考資料2】「女性活躍推進法」説明会のご案内

【参考資料3】女性活躍推進法への準備に向けた個別相談会のご案内